

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令(令和六年政令第二百五十一号)	1
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)(抄)	1
○所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)(抄)	4
○所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄)	7
○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)(抄)	8
○法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)	10
○労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)(抄)	11
○労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)(抄)	13
○自然環境保全法施行令(昭和四十八年政令第三十八号)(抄)	14
○自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)(抄)	14
○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄)	14
○消費税法(昭和六十三年法律第八号)(抄)	16
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)(抄)	17
○公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)(抄)	17
○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(抄)	18
○国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)(抄)	18
○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第四十三号)(抄)	19
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(令和六年政令第 号)(抄)	19
○道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)(抄)	20
○土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)	21
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)(抄)	22

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（令和六年政令第二百五十一号）

1 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一 その総株主（株主総会において決議をすることができ、議決権の過半数を有していること。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「試掘」とは、地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するため、当該地層を掘削すること（当該地層を構成する砂岩その他の岩石を採取することを含み、当該地層における二酸化炭素の貯蔵を伴わないものに限る。）をいう。

5～7（略）

8 この法律において「試掘権」とは、試掘区域における試掘の用に供する貯留等工作物を当該試掘区域に設置し、及び運用し、並びに当該試掘区域において試掘を行う権利をいう。

9・10（略）

（貯留事業等の許可の申請）

第四条 前条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があったときは、その変更後のもの。第十一条を除き、以下同じ。）において貯留事業等を行うとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従って、経済産業大臣に申請して、貯留事業については貯留区域ごとに、試掘については試掘区域ごとに、それぞれその許可を受けなければならない。

255 (略)

(特定事業者の選定等)

第五条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 貯留事業者等で法人であるものが第十九条第三項の規定により貯留事業等の許可を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該貯留事業者等の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。チ並びに第百八条第二号ニ及びチにおいて同じ。）であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホチ (略)

三七 (略)

256 (略)

第二款 特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可

第十二条 鉱物（鉱業法第三条第一項に規定する鉱物をいう。次条第一項において同じ。）のうち石油、可燃性天然ガスその他の政令で定めるものについて同法第二十一条第一項、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条の規定により採掘権の設定を受けた者は、その鉱区であつて特定区域以外の区域に存するものにおいて貯留事業等を行おうとするときは、経済産業大臣に申請して、貯留事業については貯留区域ごとに、試掘については試掘区域ごとに、それぞれその許可を受けることができる。

257 (略)

第三款 禁止規定

第十三条 (略)

2 試掘の許可（第四条第一項又は前条第一項の許可（試掘に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「試掘者」という。）でなければ、試掘を行つてはならない。

(許可貯留区域等の増減の許可の申請)

第十四条 貯留事業者等は、その許可貯留区域等の増減をしようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする貯留事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該申請に係る増減をしようとする許可貯留区域（貯留事業の許可に係る貯留区域をいう。以下同じ。）又は許可試掘区域（試掘の許可に係る試掘区域をいう。以下同じ。）

三・四 (略)

3～5 (略)

(試掘実施計画)

第五十九条 (略)

一・二 (略)

三 試掘場（許可試掘区域及び当該許可試掘区域に係る試掘の用に供する貯留等工作物を設置する場所をいう。以下同じ。）における保安を確保するための措置に関する事項

四 (略)

2 (略)

(貯留層の探査の許可)

第七十条 貯留層の探査（地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために行う地質構造の調査であつて、貯留層の掘削を伴わず、かつ、地震探査法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2～5 (略)

(損失の補償)

第一百七十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(許可及び公告)

第二百二十条 貯留事業者等又は導管輸送事業者は、前二条の規定により他人の土地を使用し、又は収用しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

256 (略)

(手数料)

第三百三十一条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数を国に納付しなければならない。

一 第四条第一項、第十条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第五十三条第五項(第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二百二十条第一項の許可を申請する者

二5 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二章第一節(試掘に係る部分に限る。)、同章第二節(試掘及び試掘権に係る部分に限る。)、同章第三節第三款、第六十五条(試掘に係る部分に限る。)、同章第四節(試掘に係る部分に限る。)、第五章及び第六章(試掘に係る部分に限る。)、第三百三十一条(第一号(第四号第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第二百二十条第一項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第三百三十二条第二項(試掘に係る部分に限る。)、第三百三十三条(前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。)、第三百三十四条(試掘に係る部分に限る。))並びに第三百三十七条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

○所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号) (抄)

(減価償却資産の範囲)

第六条 法第二条第一項第十九号(定義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。

一57 (略)

八 次に掲げる無形固定資産

- イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）
- ロ 漁業権（入漁権を含む。）
- ハ ダム使用権
- ニ 水利権
- ホ 特許権
- ヘ 実用新案権
- ト 意匠権
- チ 商標権
- リ ソフトウェア
- ヌ 育成者権
- ル 樹木採取権
- ヲ 漁港水面施設運営権
- ワ 営業権
- カ 専用側線利用権（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項（定義）に規定する鉄道事業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項（軌道法の適用対象）に規定する軌道を敷設して行う運輸事業を営む者（以下この号において「鉄道事業者等」という。）に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担し、その鉄道又は軌道を専用する権利をいう。）
- コ 鉄道軌道連絡通行施設利用権（鉄道事業者等が、他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は国若しくは地方公共団体に対して当該他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担し、これらの施設を利用する権利をいう。）
- ク 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利を

いう。)

レ 水道施設利用権（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項（用語の定義）に規定する水道事業者に対して水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して水の供給を受ける権利をいう。）

ソ 工業用水道施設利用権（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項（定義）に規定する工業用水道事業者に対して工業用水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して工業用水の供給を受ける権利をいう。）

ツ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）

## 九 (略)

(内部取引に含まれない事実の範囲等)

## 第二百二十五条の十六 (略)

2 法第九十五条第七項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ (略)

ハ 第六条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号カからツまでに掲げるものに相当するものを含む。）

## 二 (略)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

## 第二百九十一条の二 (略)

2 法第六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ (略)

ハ 第六条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号カからツまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 (略)

○所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十八 (略)

十九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十 四十八 (略)

2 (略)

(外国税額控除)

第九十五条 (略)

2 6 (略)

7 居住者の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該居住者の国外事業所等が、租税条約(当該居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。)の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該居住者の国外事業所等と事業場等との間の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の支払に相当する事実その他政令で定める事實は、含まれないものとする。

8 16 (略)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第六十二条 (略)

2 恒久的施設を有する非居住者の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、租税条約(当該非居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。)の適用があるときは、同号に規定する内部取引には、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の支払に相当する事実その他政令で定める事實は、含まれないものとする。

○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）

（減価償却資産の範囲）

第十三条 法第二条第二十三号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

一〜七 （略）

八 次に掲げる無形固定資産

イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）

ロ 漁業権（入漁権を含む。）

ハ ダム使用権

ニ 水利権

ホ 特許権

ヘ 実用新案権

ト 意匠権

チ 商標権

リ ソフトウェア

又 育成者権

ル 公共施設等運営権

ヲ 樹木採取権

ワ 漁港水面施設運営権

カ 営業権

ヨ 専用側線利用権（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項（定義）に規定する鉄道事業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項（軌道法の適用対象）に規定する軌道を敷設して行う運輸事業を営む者（以下この号において「鉄道事業者等」という。）に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担し、その鉄道又は軌道を専用する権利をいう。）

タ 鉄道軌道連絡通行施設利用権（鉄道事業者等が、他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本

高速道路保有・債務返済機構又は国若しくは地方公共団体に対して当該他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担し、これらの施設を利用する権利をいう。）

レ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）

ソ 水道施設利用権（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第五項（用語の定義）に規定する水道事業者に対して水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して水の供給を受ける権利をいう。）

ツ 工業用水道施設利用権（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項（定義）に規定する工業用水道事業者に対して工業用水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して工業用水の供給を受ける権利をいう。）

ネ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）

## 九（略）

（内部取引に含まれない事実の範囲等）

## 第四百四十五条の十五（略）

## 2（略）

## 3 法第六十九条第七項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実
- イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの
- ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）
- ハ 第十三条第八号イからエまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ヨからエまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 (略)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第百八十三条 (略)

2 (略)

3 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第八号イからネまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号ヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 (略)

○法人税法(昭和四十年法律第三十四号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 二十二 (略)

二十三 減価償却資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十四 四十四 (略)

(外国税額の控除)

第六十九条 (略)

2 6 (略)

7 内国法人の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該内国法人の国外事業所等が、租税条約(当該内国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。)の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の支払に相当する事實(政令で定める金融機関に該当する内国法人の国外事業所等

と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。)その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

834 (略)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第三百三十九条 (略)

2 恒久的施設を有する外国法人の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、租税条約(当該外国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。)の適用があるときは、同号に規定する内部取引には、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の支払に相当する事実(政令で定める金融機関に該当する外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。)その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

○労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)(抄)

(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

五 第一種圧力容器 次に掲げる容器(ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。)をいう。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの(ロ又はハに掲げる容器を除く。)

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

六 十一 (略)

(特定機械等)

第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とす

る。

一 (略)

二 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置（圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の適用を受けるものを除く。）

三〇八 (略)

2 (略)

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条 法別表第二二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

2 法別表第二四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されることが明らかな場合を除く。）とする。

一 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器

二〇二五 (略)

二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八、三十四 (略)

4・5 (略)

(個別検定を受けるべき機械等)

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されることが明らかな場合を除く。）とする。

一 (略)

二 第二種压力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

三 (略)

四 小型压力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

(製造の許可)

第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しよ  
うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(個別検定)

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2～6 (略)

別表第二(第四十二条関係)

一 (略)

二 第二種压力容器(第一種压力容器以外の压力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。)

三 (略)

四 小型压力容器(第一種压力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。)

五～十六 (略)

○自然環境保全法施行令(昭和四十八年政令第三十八号) (抄)

(沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為)

第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号) 第一百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものとする。

○自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号) (抄)

(沖合海底特別地区)

第三十五条の四 (略)

2 (略)

3 沖合海底特別地区内においては、次に掲げる行為(以下この章及び第五十六条第六号において「特定行為」という。)は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの  
4～8 (略)

○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号) (抄)

(調整対象固定資産の範囲)

第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第八項第一号二に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百分の百に相当する金額、当該資産に係る同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保稅地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）につき百万円以上のものとする。

一〇七（略）

八 次に掲げる無形固定資産

イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）

ロ 漁業権（入漁権を含む。）

ハ ダム使用権

ニ 水利権

ホ 特許権

ヘ 実用新案権

ト 意匠権

チ 商標権

リ 育成者権

又 公共施設等運営権

ル 樹木採取権

ヲ 漁港水面施設運営権

ワ 営業権

カ 専用側線利用権（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項（定義）に規定する鉄道事業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項（軌道法の適用対象）に規定する軌道を敷設して行う運輸事業を営む者（以下この号において「鉄道事業者等」という。）に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担し、その鉄道又は軌道を専用する権利をいう。）

ヨ 鉄道軌道連絡通行施設利用権（鉄道事業者等が、他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は国若しくは地方公共団体に対して当該他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌

道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担し、これらの施設を利用する権利をいう。）

タ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）

レ 水道施設利用権（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項（用語の定義）に規定する水道事業者に対して水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して水の供給を受ける権利をいう。）

ソ 工業用水道施設利用権（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項（定義）に規定する工業用水道事業者に対して工業用水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して工業用水の供給を受ける権利をいう。）

ツ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利をいう。）

#### 九〇十一（略）

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定）

第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定める場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

#### 一〇三（略）

四 鉱業権若しくは租鉱権、採石権その他土石を採掘し、若しくは採取する権利（以下この号において「採石権等」という。）又は樹木採取権

鉱業権に係る鉱区若しくは租鉱権に係る租鉱区、採石権等に係る採石場又は樹木採取権に係る樹木採取区の所在地

#### 五〇十（略）

#### 二〇三（略）

#### 〇消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十五 (略)

十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。

十七 二十 (略)

2 4 (略)

(課税の対象)

第四条 (略)

2 (略)

3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして政令で定めるもの）である場合には、政令で定める場所

二 三 (略)

4 7 (略)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 四百六十九 (略)

四百七十 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。

一 この法律及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4 (略)

別表 (第二条関係)

一 一七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として政令で定めるもの

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（鉱山・火薬類監理官の職務）

第十九条の五 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 火薬類の取締りに関すること。
- 二 鉱山における保安に関すること。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 (略)

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）（抄）

附則

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 (略)

2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、所得税法施行令第六条の規定の適用については、同条第八号タに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 (略)

2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、法人税法施行令第十三条の規定の適用については、同条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）（抄）

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

(略)

本則に次の一号を加える。

四百七十一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2～4 （略）

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6～9 （略）

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置

十 前面ガラスその他の窓ガラス

十一 消音器その他の騒音防止装置

十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器

十四 警音器その他の警報装置

十五 方向指示器その他の指示装置

十六 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置

十七 速度計、走行距離計その他の計器

十八 消火器その他の防火装置

十九 内圧容器及びその附属装置

二十 自動運行装置

二十一 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

## 2 (略)

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

## 2・3 (略)

○土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) (抄)

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十四条 (略)

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
  - 二 相手方の氏名及び住所
  - 三 (略)
  - 四 損失の事実
  - 五 損失の補償の見積及びその内訳
  - 六 協議の経過
- 4 5 12 (略)

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 5 七 (略)
- 八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

九 5 十二 (略)

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 5 6 (略)